

## 参加企業各位

2018年8月1日  
一般社団法人建設業総合支援機構  
国土交通省補助事業統括事務局

### 平成30年度国土交通省地域型住宅グリーン化事業共通ルール (美しい日本の家・サステイナハウス・優良住宅地盤の家・エアボレーの家)

平成30年度国土交通省地域型住宅グリーン化事業におけるグループの取組ルールについて、参画企業は以下記載のとおり実施頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

#### 【受益者負担金】

各物件の採択枠確保による受益者負担金（事務手数料）は1棟につき10万円（税込）です。採択枠の確保完了までの流れは以下の通りです。

「物件申込書」に希望戸数及び物件情報を記入いただき事務局へFAXいただきます。

↓

事務局より「※1：物件確保通知書および受益者負担金の振込案内」をメールでお送りします。

↓

※1の到着後5営業日以内（物件確保通知書記載の期日）までに指定口座にお振込みください。ご入金をもって物件確保の確定とさせていただきます。事情により物件の差し替えも可能です。

↓

補助金交付申請書提出～工事着工～工事完工～実績報告書提出

↓

実績報告書提出完了後約2カ月程度（予定）で指定口座へ補助金が振り込まれます。

物件がキャンセル等となりましても受益者負担金の返金には応じかねます事をご了承下さい。また、補助金交付申請書及び実績報告書の提出期限が過ぎてしまった場合または当グループの取組ルールに該当していない場合等は補助金が交付されなくなりますが、グループ団体及び当事務局は補助金について一切関知致しかねますのでご了承下さい。

#### 【住宅基準の必須ルール】

長期優良住宅・低炭素・性能向上計画等の認定取得住宅（採択による）であること。

#### 【住宅維持保全等の必須ルール】

◆住宅履歴蓄積情報「いえかるて」を物件毎に登録する

「いえかるて」であれば履歴管理業者の指定はありません。

◆ハッピーホームサポート・すぽっと団信を物件毎に登録する

「株式会社eハウスプロジェクト」のサポート活用を推奨しております。

◆地盤保証および住宅瑕疵担保責任保険を物件毎に登録する

地盤保証および瑕疵保険について「ハウスマンティ地盤保証システム」「住宅保証機構まもりすまい保険」の物件毎登録を推奨します。

【木材等の必須ルール】

◆主要構造材（柱・梁・桁・土台）にグループ指定の地域材（合法木材も可）を50%以上採用し、木材事業者は合法木材事業者認定書の写し及び出荷証明書を物件毎に提出。

該当グループ適用申請書様式2-1のA、様式3-3の①②③の通りです。

【設計及び施工管理の必須ルール】

◆現場担当者（設計担当及び施工担当）は実績報告までに省エネ技術講習会を受講する

各現場ごとの担当者は省エネ技術講習会の受講済みであることが国交省より義務付けられております。

◆設計プラン集・共通仕様書の作成および和室等を顧客へ提案

共通設計ルールの作成が必要となります。また住宅購入者へあくまでも「提案をする」に留めておりますので採用の可否は問いません。

【住生活空間改善提案のルール】

建築工事従事者及び住宅購入者（住まい手）に向けた「健康的で楽しい暮らし方提案」と題し認定純粋セラピー等級のエッセンシャルオイル活用および勉強会等の開催を（一社）建設業総合支援機構と連携し、健康に即した啓蒙活動を継続実施している企業を推奨します。なお、実施企業には事務局より認定番号を発行します。

【その他ルール】

地域型住宅グリーン化事業の全国共通ルールの通り遂行すること。

該当グループの適用申請書記載の通りに遂行すること。

情報提供および体制構築支援機関として「（一社）建設業総合支援機構」が協力。

本補助事業に関するご質問等はメール [info@kssk-or.jp](mailto:info@kssk-or.jp) にて受付いたします。

以上